電力の小売全面自由化がスタートレました。

平成28年4月1日から電力の小売全面自由化が始まりました。消費者が小売電気事業者を自由に選ぶことができるようになった一方で、電力自由化に便乗した契約トラブルが発生しています。電力会社を切り換えようとするときは、事前に契約内容をよく確認するようにしましょう。

ポイント(1)

制度の内容を理解しましょう!

電力の小売全面自由化とは?

国の登録を受けた事業者やその代理店が電力を自由に販売できるようになり、消費者は料金やサービスを比較して、自分のニーズに合った小売電気事業者や料金メニューを選択できるようになりました。

小売電気事業者を見極めるポイントは?

小売電気事業者が国の登録を受けているかどうか確認しましょう。代理店の場合は、委託先の事業者を確認することが必要です。

制度の詳細を知りたいときは?

○制度一般に関する問合せ窓口(※登録小売電気事業者も確認できます。)

経済産業省の 問合せ専用ナビダイヤル

20570-028-555

受付時間9:00~18:00 (土日祝日、年末年始を除く)

○登録小売電気事業者一覧

資源エネルギー庁HP

電力自由化 エネ庁

Q検索

http://www.enecho.meti.go.jp



契約時のトラブル等に御注意ください!

電力の小売全面自由化に関連し、消費生活相談窓口には、「電気料金が安くなると勧誘を受けたが本当か?」等の相談が寄せられています。

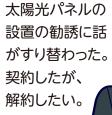
事例1

高齢の父親あてに大手電力会社から委託を 受けているという事業者から「電気料金が安く なる。」と勧誘電話があった。大手



事例2

電力自由化で「安く電力を供給できる。」と 電話があり、自宅で話を聞いたところ、





アドバイス

(C

O

契約内容・登録事業者を確認しましょう!

新たに小売電気事業者と契約する場合は、事前に契約期間や電気料金、解約条件等を確認しましょう。 また、事業者が国の登録を受けているかどうかも確認し、代理店の場合は、委託先の事業者についても 確認するようにしましょう。

便乗商法に注意しましょう!

電力自由化に便乗した太陽光発電システムや給湯機等の契約の勧誘も行われています。「電気料金が安くなる。」といった勧誘を受けた場合でも、セールストークを鵜呑みにせず、電力自由化に直接関係のない契約については、その必要性について、十分検討しましょう。

クーリング・オフできます!

訪問販売又は電話勧誘販売で契約した場合、法令で定められた書面を 受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフすることができます。



マンション・ 集合住宅の 場合は

マンション又は集合住宅で各家庭が個別に電力会社と契約している場合は、各家庭において切替え契約ができます。ただし、管理組合等を通じて一括契約を行っている場合(高圧一括受電契約)は対応が異なりますので、管理組合等に確認する必要があります。

不安な場合やトラブルに遭った場合は、早めに最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう!

消費生活相談員養成研修・受講者を募集します!

県や市町村の消費生活相談窓口で消費生活相談業務に従事していただける人材を養成する ため、「消費生活相談員資格試験」の合格を目指す「消費生活相談員養成研修」を開講します。

※就職を保証するものではありません

寒施目時

平成28年7月4日(月)~11月24日(木)までの平日51日間 10時から16時まで(1日当たり5時間)

受 開 圏 無料(研修修了者には交通費相当額を支給)

麻寡方法

履歴書・課題作文(800字以内)を 平成28年6月8日(水)までに御提出ください。 長形3号に362円分の切手を貼付した返信用 封筒を同封ください。

選級方法 一次審查:書類選考 二次審查:面接試験



提 出 先 問合かせ先

一般財団法人日本消費者協会 (愛知県の委託先です) 研修の詳細は、愛知県のホームページを御覧ください。 http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/0000067953.html 電話 03-5282-5311

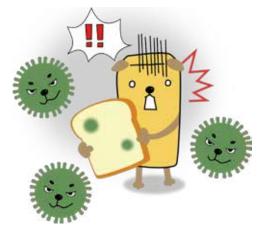
【県民生活部県民生活課】



食品に生えるカビに注意しましょう!

気付いたら食パンにカビが…なんてこともよくありますね。カビの多くは温度20~30℃、湿度80%以上 の環境を好んで発育するため、湿度と温度が高いこの時期は、カビが最も増えやすい季節です。

- ●カビの「種(たね)」にあたる「胞子(ほうし)」は空気中に漂っていて、落下して食品に付着すると、 食品を栄養にしてどんどん発育し、増えていきます!
 - ※5℃くらいの温度でも増えることができるので、冷蔵庫に入 れて保存していても、増えることがあります。
- ●カビは食品の味や匂いを変えるだけでなく、アレルギー症状を 引き起こしたり、カビの種類によっては毒を産生して体調不良 やがんの原因になることもあります!
- ●カビの生えた食品から表面のカビを取り除いたつもりでもカ ビ毒が残っている可能性があります!
 - ※カビ毒は洗っても取り除くことができず加熱しても分解され ないため、カビが生えた食品は食べないようにしましょう。
- ●食品は表示に従って適切に保存し、なるべく早めに食べましょう!



【健康福祉部生活衛生課】

無料で講師を派遣します!

愛知県では、学校や地域、職域などの様々な団体が行う消費者 教育を支援するため、専門家 (講師) を無料で派遣しています。

テーマ例

学生・一般消費者向け講座

- ・消費者トラブルの事例紹介と対処法
- ・インターネット・スマートフォンをめぐるトラブル
- ・環境・人・社会にやさしい商品の選択 など

教員・指導者向け講座

・消費者教育の指導法や教材の活用法 など

対象人数 概ね30名以上

場 主催者で御用意ください

講演時間 60分~120分程度

●申込み・問合せ先 県民生活部県民生活課 **☎**052-954-6603



愛知県金融広報委員会からのお知らせ

気の合う仲間とお金の学習会をしませんか?

愛知県金融広報委員会では、中立・公平な立場から、 金融広報アドバイザーを講師として派遣しています。

テーマ例)

消費者問題

- ・気をつけよう悪質商法
- ・消費者問題について など

生活設計

- ・リタイア後の生活設計、終活
- ・知っておきたい年金の話 など
- ※金融に関する講座内容全般、お気軽にご相談ください。

対象人数 原則10名以上

場 主催者で御用意ください

講演時間 60分~120分程度

●申込み・問合せ先 愛知県金融広報委員会 (県民生活課内) **2**052-954-6603

暮らしのお役に立ちます 消費生活相談窓口の御案内

消費者ホットライン 22188(イヤヤ!)

(身近な相談窓口につながります。)

愛
知
厚

■愛知県消費生活総合センター	☎ (052)962-0999
■尾張消費生活相談室	☎(0586)71-0999
■海部消費生活相談室	☎(0567)24-9998
■知多消費生活相談室	☎(0569)23-3300
西三河消費生活相談室	☎ (0564)27-0999

※平成28年4月1日から東三河広域連合が消費生活相談業務を開始したことに伴い、東三河消費生活相談室 及び新城設楽消費生活相談室の消費生活相談業務は、平成28年3月末日をもって終了しました。



●東三河消費生活総合センター ☎	(0532)51-2305	●知多半田消費生活センター ☎(0569)32-2444
・東三河消費生活豊川センター 🏗	(0533)89-2238	(半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町)
・東三河消費生活蒲郡センター 🕿	(0533)66-1204	●春日井市消費生活センター ☎(0568)85-6616
・東三河消費生活田原センター 🕿	(0531)23-3818	(市民活動推進課)
・東三河消費生活新城センター 🕿	(0536)23-6260	●豊田消費生活センター ☎(0565)33-0999
●名古屋市消費生活センター ☎	(052)222-9671	●安城市消費生活センター ☎(0566)71-2235
●岡崎市消費生活センター ☎	(0564)23-6459	●西尾市消費生活センター ☎(0563)65-2161
●一宮市消費生活相談窓□ ☎	(0586)71-2185	●犬山市消費生活センター ☎(0568)61-1800
●瀬戸市消費生活センター ☎	(0561)88-2679	●小牧市消費生活センター ☎(0568)76-1119
※原則それぞれの市町内にお住まいの方を	対象としています。	●尾張旭市消費生活センター ☎(0561)53-2111

災害に便乗した悪質商法に御注意ください

発行/愛知県県民生活部県民生活課 ☎(052)954-6603 〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2

*「あいち暮らしつく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。 *発行月/平成28年5月



